

氏名 (生年月日)	塚 瀬 進 (1962年9月18日)
学位の種類	博士 (史学)
学位記番号	文博乙第68号
学位授与の日付	2014年3月20日
学位授与の要件	中央大学学位規則第4条第2項
学位論文題目	マンチュリアの社会変容と地域秩序 —明代から中華人民共和国の成立まで—
論文審査委員	主査 川越 泰博 副査 妹尾 達彦・新免 康 江夏 由樹 (一橋大学大学院経済学研究科教授)

内容の要旨及び審査の結果の要旨

1. 本論文の目的

本論文が「満洲」ではなく、「マンチュリア」と表記する理由は、マンチュリアは地名に限定して使い、民族名や国号として使われた満洲と混同されることを避けるためである。概ね北辺はスタノヴォイ山脈、南辺は長城、西辺は大興安嶺、東辺は鴨緑江・豆満江の内側とされるマンチュリアのこの地理上の範囲は、常に一体的なまとまりを持ちながら歴史的に推移してきたわけではない。清代の東三省の範囲、満洲国の領域、中華人民共和国の東三省の領域は、それぞれ異なり、完全には重ならない。本論文は、マンチュリアの範囲は歴史的に生成されたものであり、歴史的変化に伴い、その範囲も伸縮していたという観点に立っている。マンチュリアの特徴として、その内部は均質的ではなく、三つの地帯に分けられ、第一に、農耕がおこなわれ、主に漢人が活動した南部の平野地帯。第二に、各種の狩猟民、主にツングース系の人々が活動した東部から朝鮮半島北部に連なる森林地帯。第三に、遊牧民、主にモンゴル系の人々が活動した西部の大興安嶺近隣に広がる草原地帯、という地理的特徴を持つ。

本論文は、14世紀の明代から1949年の中華人民共和国成立までの約600年間におよぶ期間、かかるマンチュリアではいかなる社会変容が生じ、どのような地域秩序が形成されていたのかを検証することである。こうしたテーマを掲げる背景には、これまでのマンチュリア史に関する研究史上での疑問が存在するからである。地域の特徴は歴史的に形成されるものであり、特定の期間だけを取り上げた考察では、一面的な地域像になってしまう危険性がある。マンチュリアでは17世紀前後と20世紀前後に大きな社会変動が生じていた。この前後だけを個別に検証するのであれば、どのような社会変動が生じていたのか、その全容を理解することは難しい。それゆえ、本論文では14世紀の明朝の成立から中華人民共和国が成立した1949年までの長い時間軸で、この期間の社会変容と地域秩序について検討し、マンチュリアの歴史的特徴と地域的特質について考察を加えることを目的

とする。

2. 本論文の構成

本論文は全 11 章から構成され、40 字×40 行×252 頁+付表 50 頁という力作である。目次構成の詳細は以下の通りである。

はじめに

第 1 章 「満洲」に関する諸見解

1. 日本での研究 2. 中国での研究 3. 地名への転化
4. 矢野仁一の「満洲は中国の領土ではない」という見解について

第 2 章 戦前、戦後におけるマンチュリア史研究の成果と問題点

はじめに

1. 戦前における満洲史研究－東洋史研究の一分野として－

- ①日露戦争後における歴史研究のはじまり
(1) 白鳥庫吉による研究 (2)内藤湖南による研究
- ②満洲国建国を契機とする歴史研究の興隆
(1) 日本国内での研究 (2)満洲国での研究

③小結

2. 戦前におけるマンチュリアの調査研究

- ①陸軍、満鉄、関東都督府、農商務省、外務省などによる調査報告、調査研究
- ②満鉄調査部、満洲国政府機関による調査報告、調査研究
- ③小結

3. 敗戦後におけるマンチュリア史研究

- ①マンチュリア史研究の低調と戦前の研究に対する批判
- ②日本史研究者による満洲史研究
- ③概説書から見たマンチュリア史の位置

4. 中国におけるマンチュリア史研究

- ①戦前の研究
- ②通史から見た 1980 年代以降の研究

おわりに

第 3 章 元末・明朝前期におけるマンチュリアの社会変容と地域秩序

はじめに

1. 元朝治下のマンチュリア
2. 紅巾の乱から洪武末年までのマンチュリア

①ナガチュ(納哈出)の降伏まで ②ナガチュの降伏以後

3. 永楽帝によるマンチュリア政策

①女真の招撫 ②朝鮮との関係調整 ③モンゴル情勢の影響

おわりに

第4章 明代中期・後期におけるマンチュリアの社会変容と地域秩序

はじめに

1. 正統～成化年間の社会変容

①人間の移動による社会変容 ②朝貢, 馬市の変化 ③遼東での軍屯

2. 弘治～嘉靖年間の社会変容

①授官規定の変更 ②貂皮交易の伸張 ③朝貢定額化による影響

3. ヌルハチ台頭前後のマンチュリア

①女真の変容 ②遼東の状況 ③ヌルハチの台頭

おわりに

第5章 旗民制による清朝のマンチュリア統治

はじめに

1. 盛京における旗民制の形成

2. 吉林, 黒龍江における旗人統治機構の形成

3. 旗民関係の調整の試み

4. ロシアの動向について

5. 19世紀中ごろにおけるマンチュリアの変化

6. ロシア, 朝鮮との関係変化

7. 旗民制の崩壊と東三省の設置

おわりに

第6章 鉄道敷設によるマンチュリアの社会変容

はじめに

1. 中東鉄道沿線地域の変化

①地域概略 ②通商ルートの変化 ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

2. 満鉄沿線地域の変化

①地域概略 ②通商ルートの変化 ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

3. 京奉鉄道沿線地域の変化

①地域概略 ②通商ルートの変化 ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

4. 奉吉・吉敦鉄道沿線地域の変化

①地域概略 ②通商ルートの変化 ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

5. 四洮・洮昂・打通鉄道沿線地域の変化

①地域概略 ②通商ルートの変化 ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

6. 間島地域の変化

- ①地域概略 ②通商ルートの変化 ③農業生産の変化 ④金融状況の変化

7. 鴨緑江・松花江・黒龍江流域地域の変化

- ①鴨緑江流域地域 (1) 地域概略 (2) 経済状況の変化
- ②松花江流域地域 (1) 地域概略 (2) 経済状況の変化
- ③黒龍江流域 (1) 地域概略 (2) 経済状況の変化

おわりに

第7章 満洲国による工業化政策とマンチュリアの社会変容

はじめに

1. 工業政策の推移

- ①第1期 1932～36年 ②第2期 1937～39年, 第3期 1940～45年

2. 工業化による社会変容

おわりに

第8章 満洲国政府が実施した統治政策のマンチュリア社会への浸透

はじめに

1. 地方での行政力の浸透 2. 農業政策の浸透

3. 業統制政策の浸透 4. 徴税政策の推進

おわりに

第9章 1940年代における統治政策のマンチュリア社会への浸透

はじめに

1. 統治機構の特徴

2. 統制経済の実施と拡大

3. 支配政策に対するマンチュリア社会の反応

おわりに

第10章 『検閲月報』から見た満洲国の「中国人」－1940年代の状況を中心に－

はじめに

1. 生活に対する不満

2. 労働者の状況

3. 商業取引の状況

4. 農村部の状況

5. 満洲国統治に対する反発

おわりに

第11章 国共内戦期、東北解放区における中国共産党の財政経済政策

はじめに

1. 東北解放区の形成と財政経済政策の変遷

2. 対外貿易の動向
3. 農業政策の特徴
4. 商工業者への政策

おわりに

終章

3. 本論文の梗概

第1章『満洲』に関する諸見解』では、日本と中国でおこなわれている「満洲」という語句の起源、意味についての研究をまとめ、「満洲」が地名として使われるようになった経緯について考察した。また「満洲」について取り上げる際によく主張される、矢野仁一の「満洲は中国の領土ではない」という見解が出された背景、妥当性について検討した。

第2章「戦前、戦後におけるマンチュリア史研究の成果と問題点」では、マンチュリア史に関する研究がどのようにおこなわれてきたのか検証した。日本では明治年間に西欧で確立した実証的歴史学を土台に東洋史学が形成され、その一分野としてマンチュリア史研究はおこなわれた。その一方、日本は日露戦争後に「満洲権益」を獲得したことから、陸軍、満鉄、関東都督府、外務省なども、主に現地調査をおこないマンチュリアの特徴について分析していた。そうしたなか満洲国が建国され、マンチュリア史研究は国策的な見地からおこなわれ、その研究は大きく進展した。だが、敗戦により日本は「満洲権益」を喪失したので、マンチュリア史研究は戦後になると凋落し、研究は低調になった。満洲語史料による明末清初の研究を除くと、1950～70年代に出された研究成果はわずかであった。しかし、1970年代以降、日本史研究者による研究成果が出されるようになり、東洋史研究の側でも1990年以降にマンチュリアの多様性を検証する研究が出されるようになったという研究動向についてまとめた。

第3章「元末・明朝前期におけるマンチュリアの社会変容と地域秩序」は、元末明前期にマンチュリアではどのような社会変容が生じており、明朝はどのような地域秩序を構築したのか検証した。明朝は遼東では衛所制をおこない、領域支配的な統治をおこなった。遼東の範囲を画するものとして遼東辺牆を築き、遼東辺牆の北側はヌルガン地区として羈縻衛所制により管轄した。羈縻衛所制は来朝した女真の首長を衛所長に任命し、明朝への朝貢を認めるかわりに、明朝への帰順を表明させる制度であった。羈縻衛所制は領域支配を目的にはしていなかったため、明朝による領域支配は遼東にとどまった。衛所制(遼東)、羈縻衛制(ヌルガン地区)、遼東辺牆による区分という地域秩序を明朝はつくっていた。しかし15世紀後半以降、こうした地域秩序は変容していた。

第4章「明代中期・後期におけるマンチュリアの社会変容と地域秩序」では、明代前期に形成された衛所制、羈縻衛所制がどのように変容し、崩壊していったのか検証した。衛所制度は上官の搾取に耐えられずに、逃亡する軍士が増えたことから崩壊していった。軍事力の担い手は衛所の軍士ではなく、有力者の家丁が大きな役割を果たすようになった。羈縻衛所制は朝貢を求める女真の来朝が増え、明朝の財政は逼迫したため、朝貢の制限をしたことから変容していた。羈縻衛所制は朝

貢を認めることで、明朝への抵抗を抑制し、女真を羈縻することが目的であった。ところが明朝は朝貢の制限をおこなったので、女真の不満は高まった。女真は朝貢回数を増やすために、互いに争うようになり、弱小な集団は淘汰されていった。そうしたなかヌルハチが台頭して女真を統一し、さらには対明戦争をはじめた。ここに、明朝がつくった衛所制、羈縻衛所制は消滅した。

第5章「旗民制による清朝のマンチュリア統治」では、清朝がマンチュリアを統治するにあたって設けた旗民制の形成、変容、崩壊について検証した。清朝は盛京では旗人と民人を別々に居住させる「旗民分治」の原則を掲げて、旗人の生計に変化が生じないようにしていた。吉林、黒龍江では民人の流入を禁止し、旗人の生計保護をしていた。そして柳条辺牆を築いてマンチュリアを区分して、民人が旗人を圧迫しないようにしていた。こうした旗民制は乾隆年間には形成された。

清朝は民人の無原則な流入を禁止したが、民人の流入はやまなかった。そのため乾隆年間には旗人と民人との間の関係調整をおこなったが、民人による旗人の圧迫をとどめることはできなかった。そうしたなか、ロシアが極東への勢力拡大をはじめ、アイグン条約、ペキン条約を清朝との間に結び、アムール川以北、ウスリー川以東はロシア領となった。また、この時マンチュリアには近代的な国境がひかれ、国境をこえる自由な活動は制限された。ロシアの勢力拡大に対抗するため、清朝はマンチュリアの土地の部分的な払い下げを認め、移民を誘致してロシアへの備えにしようとした。しかし、こうした試みには反対が多く、1880年代には中止された。19世紀末に中東鉄道が敷設され、マンチュリアの人口は急増し、もはや旗民制の維持はできなくなった。清朝は旗民制を放棄して、州県制の拡大、総督巡撫制の導入をおこなう、移民の急増に対応しようとした。

第6章「鉄道敷設によるマンチュリアの社会変容」では、鉄道の敷設状況がどのような社会変容を起こしていたのか検証をおこなった。その際、マンチュリアを鉄道敷設状況、河川の状況から9区（①中東鉄道沿線、②満鉄沿線、③京奉鉄道沿線、④奉吉・吉敦鉄道沿線、⑤四洮・洮昂・打通鉄道沿線、⑥間島鉄道沿線、⑦鴨緑江流域、⑧松花江流域、⑨黒龍江流域）に分け、通商ルート、農業生産、金融状況の側面から各区の社会変容について分析を加えた。その結果、鉄道が運行をはじめた20世紀以降、鉄道により移民の流入が容易になり、マンチュリアの人口は急増したこと、人口増加により、開拓が進展して農業生産が増加したこと、農産物は鉄道により搬出されるようになり、商業的農業が拡大するという現象を生じさせていたことを明らかにした。しかし、そうした社会変容はマンチュリアで一律に生じていたわけではなかった。開拓が早期におこなわれた京奉鉄道沿線や満鉄沿線では商業的農業は拡大したが、未耕地は少なかったので人口は増えず、農業生産も増加はしなかった。これに対して中東鉄道西部線、ハルビン管区や四洮・洮昂・打通鉄道沿線では人口が増えて農業生産は急激に増えていた。また、鉄道路線は通商ルート、商業中心地の盛衰に大きな影響をおよぼしており、新たな鉄道路線が開業すると、通商ルートは変化し、それとともに商業中心地は移動していたことを指摘した。

第7章「満洲国による工業化政策とマンチュリアの社会変容」では、満洲国政府が実施した工業化政策が、どのような社会変容を生じさせていたのか検証した。まず、満洲国政府が実施した工業化政策について考察し、日中戦争前とその後では相違があった点を指摘した。日中戦争前では、総

合的な産業開発による工業生産力全体の向上を志向していた。ところが日中戦争の勃発後では、工業生産の増加に力点が置かれ、総合的な産業開発は二義的になった。ついで、工業化政策の実態について考察し、工業化が進展した場所は一部の都市に限られた。しかし、一部であったとはいえ都市化の進展、周辺地区の都市化を生じさせていたことを指摘した。

第8章「満洲国政府が実施した統治政策のマンチュリア社会への浸透」では、満洲国政府がおこなった諸政策がどのようにマンチュリア社会に浸透したのか検証した。具体的には、農業政策、商業統制政策、徴税政策を取り上げ、それぞれの政策の実施過程について分析を加えた。その結果、満洲国政府が実施した諸政策は、マンチュリア社会や「中国人」の状況についての理解が不十分ななかで立案、実施されたため、「中国人」の関心をひくものではなく、社会の末端までは浸透しにくいものであった点を指摘した。また政策の内容もさることながら、政策を伝達、実行する人材を十分に配置できなかったため、政策を「中国人」に理解させることや、主旨に則って運用することはできなかったことを明らかにした。

第9章「1940年代における統治政策のマンチュリア社会への浸透」では、1940年代の政策浸透の状況について検証した。その結果、農村部では行政側は協和会、合作社と連携して、政策の浸透、農産物の供出をおこなった。だが、末端村落の掌握はできず、農民を戦時体制に協力させることは十分にできていなかった。都市部では隣組を組織して消費財の配給に活用したり、商人へは戦時体制への協力を倫理的に呼び掛けた。しかし、「中国人」の特性への配慮が不足していたことから、闇経済の存在を許していたことを明らかにした。また、日本人が多数を占めた中央政府で決められた政策内容は、日本人の発想を越えることができず、マンチュリア社会には受容され難いものであり、そうした政策内容を「中国人」に説明する能力のある人材を広大な農村部に配置することはできなかったことを指摘した。

第10章『『検閲月報』から見た満洲国の「中国人」－1940年代の状況を中心に－』では、関東憲兵隊が作成していた「検閲月報」をもとに、1940年代の満洲国に暮らした「中国人」の状況について検証した。具体的には、①生活に対する不満、②労働者の状況、③商業取引の状況、④農村部の状況、⑤満洲国統治に対する反発という観点から考察を加えた。その結果、1943年では食糧の不足、物価の高騰、経済活動への統制の拡大により「中国人」の生活はかなり苦しい状況にあったこと、農村部では過酷な穀物供出がおこなわれていたことなど、「中国人」の日常生活の一端を明らかにした。

第11章「国共内戦期、東北解放区における中国共産党の財政経済政策」では、中国共産党が東北解放区でおこなった財政経済政策について考察を加えた。その結果、中共はソ連への農産物輸出を行うとともに農業生産の増加を促し、財政収入を増やすという、マンチュリア経済の歴史的特徴に適合した政策を推進していたことを明らかにした。商工業者に対しては、中共はその保護を主張しながらも清算闘争を阻止できず、さらには国営商店、供銷合作社の育成を行い、私営商工業者の勢力削減をはかっていた。それゆえ、商工業者のなかには没落してしまい、その社会的影響力は低下していたことを指摘した。

4. 本論文の成果・課題・評価

以上の各章の検討を踏まえて、本論文は、各時期にはいかなる社会変容が生じ、地域秩序はどのように変化していたのか、以下の諸点を闡明にした。

明朝は衛所制度により遼東を統治し、ヌルガン地区は羈縻衛所制により管轄した。遼東とヌルガン地区の境には遼東辺牆を築き、その境界を明らかにした。遼東では衛所を設置して領域的支配をおこなったが、ヌルガン地区でおこなった羈縻衛所制は朝貢に来る首長を羈縻衛所の長に任命して、その配下を統治する委任制度であり、領域的支配は伴わないものであった。こうした明朝が構築した地域秩序は、15世紀後半以降に変容していく。衛所制は軍士の逃亡により屯田は崩壊し、軍事力は有力者の家丁への依存を深めていた。より多く朝貢して明朝からの賜給品を増やしたかった女真は、明朝の朝貢制限をかいくぐるために互いの抗争を激化させていた。そのなかでヌルハチが台頭し、女真を統一して対明戦争をはじめた。この時羈縻衛所制と衛所制は消滅した。

清朝は明朝とはまったく異なるマンチュリア統治をおこない、旗人の生計保護を第一にした旗民制により地域秩序を構築した。清朝は、盛京では「旗民分治」、吉林・黒龍江では民人の流入禁止により旗人の生計を維持する統治をおこなった。そして柳条辺牆によりマンチュリアを区画し、マンチュリアに社会変容が生じることをできるだけ回避する方向性をとっていた。その一方、17世紀中ごろにロシア人がアムール川流域にあらわれ、ネルチンスク条約が結ばれたことから、清朝はスタノボイ山脈あたりまでをマンチュリアだと意識するようになった。もしロシア人が現れなかったならば、こうした領域の設定はおこなわれなかったかもしれない。清朝は旗人の生計維持を第一にした統治をしており、マンチュリアのすみずみにまで統治力をおよぼそうとはしていなかった。

清朝は民人の無原則な流入は禁止していたが、民人の流入はやまなかった。民人の流入により旗人と民人との間のバランスが崩れ、その調整ははかられるなか、19世紀後半にロシアが再びマンチュリアにあらわれた。露清間にはアイグン条約、ペキン条約が結ばれ、マンチュリアに国境が生まれた。また、朝鮮との間でも図們江、鴨緑江が国境として意識されるようになり、国境線に画されたマンチュリアの範囲が形成された。そして、国境がマンチュリアに住む人々の行動を制約する時代に入った。この時に形成された領域は、その後にも受け継がれ、中華民国期の東三省、満洲国の領域ともおおよそ重なっていた。本論文では、現在の国境を前提に過去を考察するのではなく、現在の国境が歴史的に形成されていく過程を考察するという方向で、マンチュリアの国境、領域について検証した。

1900年前後に鉄道が敷設され、マンチュリアの人口は急増したことから、旗民制の維持はできない状況となった。清朝は旗民制を放棄して、州県制の拡大、総督巡撫制度の導入により新たな統治を模索した。しかし、1912年に清朝は滅亡してしまい、中華民国が成立した。張作霖ら中華民国期の東三省の政治権力者は、土地の払い下げと大豆売買に利益を見出した。張作霖らは清朝が管轄した土地の払い下げを受けることにより、広大な土地を所有する地主となった。また、鉄道敷設により商業的農業が拡大し、大豆の売買が大きな利益を生むことを知った。それゆえ、張作霖政権は自己の都合に合わせて紙幣を発行し、その紙幣を使って大豆を購入・販売し、大きな利益を得た。張

作霖・張学良政権は東三省の地域統合をはかったが、通貨の相違に表れているように、各省の独自性を解消するまで統合の度合いを高めることはできていなかった。

満洲国は領域的主権国家を標榜し、国境にまで統治力をおよぼすとともに、中央集権的な統治をおこなった。そして、満洲国政府は以前の政治権力よりも、末端社会にまで統治力を浸透させようとした。しかしながら、統治政策の内容が「中国人」の特性と合致していなかったこと、政策を推進、実行する人材が不足していたことから、その浸透は限定的であった。

中国共産党は土地改革、商工業者の財産没収をおこない、これまでの土地、財産の状況を一変させた。この時、土地の権利関係にまわりついていた清朝以来の土地権利や、清末・中華民国期から存続した有力者の土地、財産は消滅したと考えられる。

以上から、14世紀の元末明初から1949年の中華人民共和国の成立までの期間、三つの時期をマンチュリアの社会変容の画期として指摘した。第一には、16世紀末から18世紀初頭までの約150年あまりの時期である。この時期は女真諸部の台頭、遼東での明朝と清朝との間の激しい戦闘、入関による大規模な旗人の関内への移動、対ロシア、ジュンガル戦に備えた先住民の八旗制への編入、軍事拠点への旗人の配置などの社会変容が続き、マンチュリアの住民状況は大きく変化した。この時、明朝のつくった地域秩序は消滅し、清朝は旗人の生計保護を第一にした政策をおこない、旗人が重要な地位に置かれた。

第二には、鉄道運行の開始と旗民制が放棄された1900年前後の時期である。鉄道が運行をはじめたことによりマンチュリアの人口は急増し、大豆を軸とする商品的農業が拡大した。この時、清代前期につくられた地域秩序は消滅した。そして、これまで重要な位置にあった旗人は没落し、土地払い下げや大豆生産・販売に関わった在地有力者が台頭した。この時マンチュリアにあらわれた在地有力者のなかには、満洲国期においても勢力を温存した人が多かった。

第三には、満洲国が崩壊して中華人民共和国が成立した前後の時期である。この時、第二期に台頭した在地有力者の土地、財産は中国共産党により没収され、土地に残っていた旗民関係も土地改革により消滅した。これ以後、中国共産党の指導の下で働く人々が、マンチュリアで重要な位置を占めるようになったと考えられる。

第二の画期（1900年前後）までのマンチュリアは、漢人、朝鮮人、モンゴル人、満洲人などの多様な人間集団の活動空間であった。しかし第二の画期（1900年前後）以降、マンチュリアは漢人の活動空間となった。漢人がマンチュリアで多数を占めるようになった歴史が浅いことを論拠に、中国とマンチュリアは同じではないと主張することもできる。また、国境が認識されるようになったのは、19世紀後半以降であり、これ以前に国境は存在したとも言えるが、マンチュリアに住む人々の行動を制約するものではなかった。それゆえ、マンチュリアには国境はなく、中国と画することはできないと主張することもできる。こうした見解とは反対に、マンチュリアは中華王朝とはやや離れていたが、歴史的経過のなかで関内との統合が進み、そして中華人民共和国の成立に至ったと理解することもできる。現在の中華人民共和国のマンチュリアに対する理解は、このようなものである。

しかしながら、これらの主張、理解は、過去のある時点の状況を強調した地域像であったり、近代ナショナリズムを経た地点から見た地域像であり、マンチュリアの歴史において自己に都合のよい部分だけを強調した見解だと主張した。本論文における議論は、論理的な整合性を含めて明確であり、関連する事件の経過とその背景が著者によって博搜された膨大な史資料の堅実な解読と利用を通じて実証的に解明された。このような議論の道筋を通じて得られたそれぞれの章の結論も、全体の結論も妥当と判断される。

以上のように、本論文は14世紀の明朝の成立から中華人民共和国が成立した1949年までの期間という約600年間の時間軸なかで、マンチュリアの地域状況について詳細な考察し、それによって得た成果は多大であるが、それでもなお望蜀の念を抱かせる課題がないわけではない。たとえば、第一には、本論文で明らかにしたマンチュリアの社会変容と地域秩序の様相を、中国、朝鮮、日本、シベリアを含む、より大きな東北アジア史のなかに位置付ける研究をおこなうこと、第二には、中華民国期の張作霖・張学良政権の動向と関連付けながら社会変容の状況を考察することである。これらの点は今後の研究課題とすべきであろう。

とはいえ、膨大な紙幅を費やして、14世紀の明朝の成立から中華人民共和国が成立した1949年までの約600年間という長き時間軸なかで、マンチュリアの地域状況について考察した研究は、現在のところ世界的に存在しない。前近代と近代を別々に考察するのではなく、近代に現出した様相は、前近代に形成されたものを土台としながら、近代的な様相があらわれていく過程を検証した本論文の成果は、今後の国際学界でも高い評価を受けるものと信ぜられる。本学位請求論文は、個々にモノグラフとして発表された論文を土台にしているものの、論理的に徹底して一貫性を持たせて再構成し、「書き下ろし」といってよい形態まで完成させ、雄勁な構想、細部の鋭利、全体に漲る気迫を有しており、東北アジア史研究の分野において、今後スタンダード・ワークの一つとして長い生命を持つと思われ、博士（史学）に相応しいと認定する。

よって、最終試験は2013年10月18日に行われ、試験終了後、審査委員会は全員一致して塚瀬進氏への学位授与を承認した。